

平成 30 年度

第 5 回総務経済常任委員会会議録
第 2 回総務経済分科会会議録

平成 30 年 6 月 5 日

宍 粟 市 議 会

平成30年度第5回総務経済常任委員会会議録

日 時 平成30年6月5日(火曜日)

場 所 宍粟市役所503会議室

開 会 6月5日 午前9時08分

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議・審査事項

(企画総務部)

所管事務調査

宍粟市人口ビジョンと地域創生総合戦略について

- ・宍粟市人口ビジョンと地域創生総合戦略について

報告事項

住民投票について

平成30年度ふるさと納税の取組みについて

その他

(まちづくり推進部)

付託案件

第59号議案 兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更について

第60号議案 市有財産の処分について

継続調査事項

公共交通の利用促進に関する事項について

- ・公共交通について

地域おこし協力隊に関する事項について

- ・地域おこし協力隊について

報告事項

第2次宍粟市男女共同参画プランの策定について

宍粟市男女共同参画週間記念講演会等について

平成30年度若者フォーラムin宍粟について

S 1 (エスワン) グランプリ2018について

高齢者運転免許自主返納促進事業について

その他

(産業部)

付託案件

第50号議案 宍粟市農業共済条例の全部改正について

所管事務調査

農業振興に関する事項について

・ 林道塩田葛根線の待避所看板設置について

観光施策に関する事項について

・ 発酵のまちづくり事業について

・ ちくさ高原レクリエーション施設の宿泊状況について

報告事項

総合的な仕事の相談窓口の開設について

林業支援冊子(別冊)の配布について

その他

(建設部)

報告事項

平成30年度主要工事発注予定について

平成30年度道路・河川関係促進協議会日程について

その他

第80回宍粟市議会定例会付託案件討論及び採決

4 . その他

・ 継続調査事項の協議について

・ その他

・ 次回委員会の開催について

5 . 閉会

出席委員

委員長 飯田吉則 副委員長 田中一郎

委員 津田晃伸 委員 東豊俊

委員 大久保 陽 一
" 西 本 諭
議長 実 友 勉

委員 田 中 孝 幸

出席説明員

(企画総務部)

企画総務部長 坂 根 雅 彦
企画総務部次長 砂 町 隆 之
総務課長 安 井 洋 子
秘書広報課副課長 小 椋 容 子

企画総務部次長 水 口 浩 也
地域創生課長 西 嶋 義 美
財務課長 堀 秀 亘
秘書広報課情報通信係長 亀 井 俊 宏

(まちづくり推進部)

まちづくり推進部長 富 田 健 次
まちづくり推進部次長 大 田 敦 子
人権推進課長 西 田 征 博
市民協働課副課長 岩 路 貴 裕
人権推進課副課長 柴 原 宏 二

まちづくり推進部次長 樽 本 勝 弘
市民協働課長 小 河 秀 義
消防防災課長 田 村 純 司
市民協働課副課長 石 垣 統 久

(産業部・農業委員会)

産業部長 名 畑 浩 一
産業部次長 井 上 憲 三
産業部次長兼地域産業課長 田 路 仁
林業振興課長 中 村 仁 志
まち・にぎわい課長 西 川 晋 也

農業委員会事務局長 西 村 吉 一
産業部次長兼農地整備課長 祐 谷 佳 孝
農業振興課長 宮 本 雅 博
ひと・はたらく課長 西 岡 公 敬
農地整備課副課長 川 本 正 史

(建設部)

建設部長 花 井 一 郎
建設部次長 太 中 豊 和
建設部次長兼土地対策課長 榎 木 隆
都市整備課長 田 中 藤 夫
上下水道課長 坂 井 高 誉
地域建設課副課長 石 原 佐 市

建設部次長 寺 田 美 喜 也
建設部次長兼地域建設課長 井 口 靖 規
建設課長 谷 口 宗 男
水道管理課長 福 井 功
土地対策課副課長 谷 口 浩 二

事務局

係 長 岸 元 秀 高

(午前 9時08分 開会)

飯田委員長 それでは、続きまして第5回の総務経済常任委員会、企画総務部について継続調査を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、部長、お願いします。

【継続調査及び報告事項を実施】

飯田委員長 ないようですので、これで企画総務部の調査を終わりたいと思います。御苦労さんでした。暫時休憩します。

午前10時07分休憩

午前10時20分再開

飯田委員長 時間が来ましたので、再開いたします。

それでは、まちづくり推進部の審査を行います。

まず御挨拶、大分暑くなってきまして、本当にこれから梅雨に入るということで、また出水期を迎えます。いろんな意味でお互いに気をつけながら、目を配りながらいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、まず今回の付託案件につきまして、第59号議案と第60号議案の関係部分についての審査から入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、これについて説明をお願いします。

富田部長。

富田まちづくり部長 改めまして、おはようございます。

まちづくり推進部についての付託案件審査及び事務調査となりますが、どうかよろしく願いいたします。

それから、先ほど委員長からございましたもうしばらくすると梅雨入りになると思うんですが、まちづくり推進部、消防防災も担当してございます。昨年も行ったんですが、いざ有事が考えられる場合には、事前に避難情報を発令するなどして、まずは身の安全の確保を図るということで取り組んでいきたいと思っております。また、側面からの支援等をよろしく願いいたします。

それでは、座って説明します。

それでは、委員会付託となりました第80回宍粟市議会定例会、第59号議案、兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更について、御説明を申し上げます。

兵庫県市町交通災害共済組合は、昭和43年11月に、当時の宍粟郡5町を含む県下66町の共同事業として発足いたしました。その後、市町合併等を経る中で、平成26年度からは7市12町による事業となっております。

組合発足から50年を経過した今日、発足当時では、内容、種類が乏しかった民間の共済保険事業が充実してきたこと、クレジットカードの附属として設定されている保険でも対応できるサービスが出てくるなど、共済事業を取り巻く環境は大きく変貌し、加入率についても昭和54年度の64.5%から平成28年度では22.7%に低下するなど、近年の事業運営は大変厳しい状況となっております。

この状況を踏まえまして、共済組合では平成29年度に検討委員会を設置し、検討協議がなされた結果、平成31年度を加入募集の最終年度とし、そして平成33年度末をもって組合を解散することが組合議会で承認されたところとなっております。

この方針決定に基づきまして、今般、組合同規約の一部を変更する手続が必要となりましたので、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、兵庫県市町交通災害共済組合の規約を変更しようと協議することにつきまして、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の内容は、組合の共同処理する事務としてうたわれている第3条に、「ただし、平成32年3月31日までに共済期間が終了するものに限る」を追加するものでございます。

本日の審査資料につきましては、1ページに各年度におきます各市町別の加入率の推移一覧にしたものですが、平成20年度から平成29年6月30日時点までだけを取りましても、県平均で約47%の減少となっているということで、先ほど御説明しました、こういう加入率の低下に基づきまして、事業運営が厳しくなっているということで御理解をお願いいたします。

以上、概要なんですけど、説明をさせていただきました。

飯田委員長 説明は終わりました。この件につきまして、何か御意見、御質問ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようですので、第59号議案については終わります。

続きまして、第60号議案の市有財産の処分についてお願いします。

富田部長。

富田まちづくり推進部長 続きまして、同じく付託となりました第60号議案、市有財産の処分について、御説明を申し上げます。

今般、市有財産を処分する案件は認可地縁団体を取得されました山崎町金谷自治会が自治会館等の建設地を自治会所有地として今後の維持管理を自治会が行っていきたい旨の要望が出されたことから、金谷自治会に対して当該土地でございます宍粟市山崎町金谷字博労垣内392番地1、それから、金谷字博労垣内394番1、同じく金谷字博労垣内地395番1を無償譲渡することにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本日の審査資料といたしまして、2ページに譲渡しようとする当該土地の地番、面積、地目、所有者と本年3月に完成しました自治会館の施設概要を掲載してございます。

また、3ページには、国土調査図と自治会会館の外観写真を載せてございます。

なお、本議案につきましては、論点整理として具体的な審査事項が出されてございますけども、御質問いただいております別の公民館とは金谷生産森林組合が所有されている金谷生産森林組合事務所、通称金谷クラブという建物ではないかと思われまして、自治会の公民館ではございませんということです。

今般譲渡しようとする土地は、論点整理であります集会所を金谷自治会が市の補助事業を活用されまして、自治会が建物除却後、本年3月に竣工となりました金谷自治会館等が建設されている土地でございます。

以上、説明を終わりました。よろしく願いいたします。

飯田委員長 説明は終わりました。

何か御質問ありませんか。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 論点整理を出させていただいております。今、回答をいただきました。つまり、もともとの集会所として利用していたものが、金谷地区では公民館という形での考え方で、金谷クラブと言われておったのは生産森林組合の持ち物で、そこを事務所とするという形での利用やったということなんではないでしょうか。それでいいんですか。

田中一郎副委員長 富田部長。

富田まちづくり推進部長 今回譲渡します土地については、先ほど委員長のほうからお話があったとおりでございます。金谷クラブというのは、その生産森林組合が所有されているところで、ごくたまに自治会の方が会議を開かれたというような状況があるそうでございます。自治会の公民館と誤解をされるようなことがあるかもわかりませんが、恐らく論点整理で出されておりますところは、その金谷クラブで

はないかというふうに私は思います。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、今まで野であるとか、その辺でやってこられた集会所の払い下げというんですか、そういう形、集会所を建て替えて公民館として、そしてその土地を譲渡するという形のものと同じ考え方でやられておるということでよろしいですね。

田中一郎副委員長 富田部長。

富田まちづくり推進部長 そのとおりでございます。

飯田委員長 ほかに何か。

東委員。

東委員 あくまで確認ですけども、私も長いこと見てないんですけども、要は、集会所がありましたね、あの信号からずっと山手へ上がったところに。そこを潰して新しいこの公民館が建ったということやね。

飯田委員長 富田部長。

富田まちづくり推進部長 はい、東委員のそのとおりでございます。

飯田委員長 ほかに。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、第60号議案についての審査を終わりたいと思います。

ちょっと暫時休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時36分再開

飯田委員長 再開します。それでは、次の継続調査事項についてお願いいたします。

【継続調査及び報告事項を実施】

飯田委員長 ないようでしたら、これでまちづくり推進部の審査を終わりたいと思います。

御苦労さんでした。暫時休憩します。

午前11時38分休憩

午後 1時33分再開

飯田委員長 再開します。続きまして、産業部の総務経済常任委員会のほうに移りたいと思います。

総務経済常任委員会のほうにつきましては、第50号議案、宍粟市農業共済条例の全部改正についてということで付託を受けております。この件につきましては、追加説明があればお願いします。

宮本課長。

宮本農業振興課長 それでは、第50号議案の宍粟市農業共済条例の全部改正について、御説明させていただきます。

資料の1ページ目になるんですが、今さらということなんですが、共済の制度目的なんですが、災害対策の基本として全ての農業者を対象に自然災害等による農作物の収穫量の減少や園芸施設の破損、家畜の死亡や傷病事故の補填を行うことにより、農業の安定を図っていくという制度でございます。

そもそも名前が農業災害補償法と言われておりましたが、平成29年の6月に改正がされまして、農業保険法と名称が変わっております。

制度の仕組み自体はよく御存じだと思うんですが、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者からあらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成して被害が発生した場合には、共同準備財産から共済金を支払うという制度になっております。

今回の見直しの基本的な考え方というところの中に書かせてもらっておるんですが、農業者の減少、高齢化、あるいは保険ニーズの多様化等、時代の変化を踏まえて、農業者のサービスの向上及び効率的な事務執行による農業者の負担の軽減の観点から見直すということで、収入保険事業の創設と今回の農業制度事業の見直しということになっておる関係で、宍粟市の農業共済条例についての改正を今回上げさせてもらいました。

見直し項目なんですが、その下の見直し項目について以下というところで、農作物共済の当然加入制度の取り扱いというところから、六つの項目を挙げさせてもらっております。農作物共済から六つ目の運営組織のあり方について、本当に多岐にわたっての改正であることから、本来でありましたら条例の一部改正等を考えるべきだったんですけども、新旧対照表を作成するというよりは、今回は文言や引用の条文が大幅に変わっているということで、全部改正という形でとらさせていただきました。

続いて、次のページの2ページをお願いします。

先ほど言った六つの項目の中で、農業共済制度の見直しの内容というのはどんなものかということで、現行と見直し後を表であらわさせてもらいました。一番左側の区分というところに、一番上であれば農作物共済で項目、右を見ていただくと加入義務ということで、現行では一定規模以上の耕作者は当然加入というのを今回見直しでは平成31年から任意加入になりますという感じで、一応農作物共済から始まりまして家畜共済、畑作物共済、園芸施設共済、その他という感じで挙げさせてもらっております。

これにつきまして、回答部分ではちょっと見にくいと思いましたので、参考資料ということでカラーバージョンのものをちょっとお渡しさせてもらっていたと思うんです。こちらのほうをちょっと見ていただきたいんですが、農業災害補償制度の見直しについて、右肩のほうに参考資料というのを付けさせてもらっているんですが。

1ページ目をめくっていただきますと、現行の農業災害補償制度の概要ということで、先ほどの制度の目的とか仕組みについて書かさせてもらっております。また、後ほど見ていただくともう少し詳しく書いていると思います。

2ページ目には、農業災害補償制度のあり方の検討会、国のほうでしたことについての内容を書かさせてもらっております。

ページをめくっていただきまして3ページ目に、今回の農業災害補償制度の見直しの基本的な考え方というところで、先ほどちょっとはしょってしまったんですが、見直し項目の一覧について一番目の農作物共済の当然加入制度の取り扱いから運営組織のあり方について直してありますということで書かさせてもらっております。

今回の変わった点というところで、農作物共済の当然加入ということで、次のページの4ページに書かさせてもらっております。農作物共済の関係につきましては、今回の農業共済条例の中の23条から45条に書かさせてもらっております。23条形式になっておりまして、旧条例よりは五つ増えた形になっております。

ちょっとまた話を戻させてもらいます。

農作物共済については、対象品目につき一定の規模以上の耕作者には、加入の義務があるということで、それが当然加入ということになっております。

右側の表につきましては、全国的なことで、都道府県のことを書いておるんですが、その下に赤字で宍粟市については水稲については25アール以上、麦については10アール以上については当然加入ですよという形になっております。

この当然加入がなぜ当然加入になったのかということ、その次の下なんですが、

導入の背景ということを書かさせてもらっております。当時ということで、昭和22年にこの制度ができたときには、食糧管理法のもとで米と麦については全量国が管理をしていたということで、当然米と麦の再生産についても国が持っていたという関係で被害があった場合の農業者の受ける損失の補填についても一律対応を行う必要があったということ。

次をちょっとめくっていただきたいんですが、5ページ目に、そういう意味で国はなっちはおったんですが、5ページ目の一番上になるんですが、御存じのように生産者が一貫して減少しているという関係で、生産金額もピーク時に比べて約4割の水準に減少し、農業総算出額に占める米の割合も34%から17%に低下しているという状況になっております。そのことについては下側の表の6ページの上側になるんですが、米の生産金額及び農業総算出額に占める割合ということで表に挙げさせてもらっております。これ見ていただくと、先ほど説明した4割の水準に減少しているということがまず一つございます。

また、イになるんですが、平成7年に全量管理の食糧管理法が廃止されまして、現在は食糧法のもとで、農業者あるいは農業団体が自由に販売することができるようになっております。その後平成25年になるんですが、米の政策改革というのがございまして、平成30年産からは行政による生産数量目標の配分をせずに、国が安定対策をする需要の見通し、これぐらいの目安ですよというものに対して生産者や出荷団体が中心となって生産するという関係になっておるということで、昭和22年の当然加入から大きく時代は変わっているよということになったということで挙げさせてもらっております。

続いて、7ページ目を見ていただきたいんですが、7ページ目に、リスクに対する備えということで、セーフティネットということで、右側の表のところに一応農林漁業者向けに対する経営安定対策というのが11ございまして、一番上の米・麦・大豆等というところの農業関係なんですが、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）という事業から始まって11項目挙げさせてもらっております。

これにつきましては、農業者が創意工夫を生かした経営を展開することができるよということで、11項目全てが任意加入制になっております。また、一番最初の冒頭でちょっと御説明させてもらいました収入保険制度というのが平成31年度から導入されるんですが、これにつきましては任意加入制という形になっております。そういうこともまず2点目にございます。

続きまして、8ページ目の ということなんですが、水稻共済の加入状況につ

いてということで、一応共済掛金の未納者というのが1.5%ということになっております。これは、右側の表のところにはNHK放送受信料と国民年金保険料の未納率という表を二つ挙げさせてもらっておるんですが、例えばNHKの受信料の未納率というのは23.4%、国民年金であれば36.6%と、それに比べて圧倒的に水稲共済未納者というのは低いという数字が挙げられているということを挙げさせてもらっております。

このようなことを踏まえて、次のページ9ページになるんですが、当然加入制については、食糧管理法が廃止されたということもあったり、あるいは収入保険制度やナラシ対策といった経営安定対策、ほかの全ての経営安定対策が任意加入になっているということ踏まえて、今回の変更では当然加入から任意加入に移行しようというものになっております。

続いてなんですが、10ページ目のところになります。収穫共済ということで、収穫共済には農作物・畑作物・果樹共済という三つがあるんですが、宍粟市の場合は果樹はやっておりませんので、農作物と畑作物共済の引受方式についての御説明になります。

先ほどの資料の中でも御説明させてもらった引受方式というのは、今までは一筆方式7割、災害収入方式9割という現行がございましたが、今回見直しの中で一筆方式というのが平成33年度で廃止になるということと、あとわかりやすいようにもう少し細分化された引受方式が誕生することになっております。

畑作物共済については新しい条例の中の84条から106条に記載させてもらっている内容でございます。

畑作物共済、農作物共済、補償単位及び補償強化方法の異なる複数の引受方式から定められているという関係で、その中から農業者が選択することとされております。現在の引受の方式なんですが、そこからは、一筆方式、半相殺方式、全相殺方式、災害収入方式というふうにだらだらと書かさせてもらっております。

その引受の概要について右側に書いてございますが、回答の中身ではちょっとイメージがわからないと思いますので、ちょっと次のページを見ていただきたいんですが、イメージとしてどんな方式かだけちょっと書かさせてもらっております。

これは、ある農家さんが三つの圃場で圃場A、B、Cという三つの圃場があるということで、その収穫量でAは増加、B・Cについては収量が減少したという場合のイメージを書かさせてもらっております。

その中で、一筆方式というのはどういう方法なのかというと、そこで見ていただ

いたとおり、平均収穫量がございまして、とにかく現地に行って被害の各圃場ごとの収穫量を評価しまして、その各圃場ごとが3割以上減収があれば補償して支払いますよという制度が一筆方式になっております。これで仮に3割ぎりぎりの2割9分とかになったときに、相手さんは補償してくれへんかったとかいうような、かなり文句も言われると思うんですが、現状こういう形で一筆方式を特に採用させてもらっております。

そして、半相殺方式では、同じ圃場の場合なんですけど、これも現地調査によるんですが、被害圃場の収穫量BとCの合わさったものの合計が農業者単位で2割以上減収した場合に払うという制度が半相殺方式でございまして。

全相殺方式というのが左側下になるんですが、これは三つの圃場について出荷資料により全体の収穫量の減少を評価して、1割以上減収した場合に払いますよというのがこの全相殺方式です。

最後の災害収入共済方式というのが、これも出荷資料になるんですが、三つの圃場の全体の収量と全体の金額の減少を評価した中で、農業者の単位になるんですが、1割以上生産金額が減少した場合にはこの災害収入補償であれば当たりますよというふうになっております。

このイメージ図が先ほど10ページで書いている右側の文章をイメージをしたものでございまして。

一筆方式が平成33年度でなくなるというその理由でございまして、12ページを見ていただきますと、この一筆方式というのは、全ての被害圃場の収穫量を現地で調査する必要がございまして、こうなりますと、多数の農業共済組合員でもある農業者が損害評価員として調査をしていただく必要がございまして。ただ、このことにつきましては、年々農業者が減少していったり、あるいは高齢化をする中で、この調査方式が次第にとりにくくなってきております。穴粟市におきましても、一応損害評価員は各集落から出していただいておりますので、348名おるんですが、実際のところ農業をやったことがないという方も農会長になられたり、その方が評価員となってくる関係で、なかなかこの方式がとりにくくなっているのが現状でございまして。

また、13ページになるんですが、そうすると、多くの人がかかってくるということで事務コストもかかったり、あるいは農業者の負担やそのことに対する共済金と比べて賦課金も当然高くなっていくということで、あまりいいメリットがないということになってきます。また、補償単位が補助ごとであり、農業者の経営全体とし

ての収穫量の減少をカバーしてないんじゃないかと、一筆方式が。それが右側の表の中の真ん中なんですけど、一筆方式で例えば3割を超える減収の場合の支払いということで、圃場Aは2割の減、圃場Bは3割の減、圃場Cは4割の減ということで、全てについて減少しているにもかかわらず、現行の一筆方式であれば、一圃場になりますので、圃場Cしか補助金が当たらないという、そういうことで収穫量の減少をカバーし切れてないというのが現状だということをごに書かせてもらっております。

ちょっとページをめくっていただきたいんですが、16ページ目になります。ちょっと飛ばさせてもらって失礼します。

16ページ目の中側になるんですが、そういうことで近年、過去に例のない災害が発生する中で、補償対象外の自然災害による損害を受けるケースも多くなってきておりますので、そういう中でも畑作共済も含めてなんですけど、補償割合が1種類というだけではなくて、今回、最初のほうに説明させていただいた見直しというところで、半相殺方式、全相殺方式、災害収入方式という中で8割、7割、6割という形で3種類の割合を見ることにさせてもらっております。

そういう形で17ページになるんですが、収穫共済についての見直しということで、タブってしまうかもしれないんですが、一筆方式については平成33年度までで廃止をします。その際、農作物共済の全相殺方式、半相殺方式及び災害収入共済方式については、農業者の選択により収穫量の減少が50%以上の圃場については坪刈りをしなくてもよいという、一筆半損特例を加えて円滑に一筆方式に加入していた者が移行できるようにさせてもらっております。

また、それ以外になるんですが、さらにということで、18ページ目に、今の説明の中でもコストが十分かかってくるということになりますので、コストのかからない選択肢として統計データを用いて共済金を支払うという方式を今回導入されております。これが地域インデックス方式というんですが、この部分については右側の表に書かせてもらっておる統計データによる収穫量が一定割合を超えた場合にはこの減少した場合の共済金を払うということになっております。

以上、方式について今回見直した部分についてはそのあたりになっております。続いて、20ページ目をお願いします。

20ページ目は、共済の中でも家畜共済の取り扱いについて書かさせてもらっております。

家畜共済なんですけど、現行は死廃事故と傷病事故というもののセットで今のとこ

る補償させてもらっております。死廃事故というのはどちらかということ、家畜が死亡したり廃業となった場合で、こういうのは人間で言えば生命保険に当たるものになっております。傷病事故の補填というのは、家畜が疾病とか傷病を行った場合に往診料ということで健康保険みたいな形で考えてもらったらいいと思います。

今現行では、これがどうしてもセットでないと保険がかからないということで、性格が全く異なる損失の補償を一つの共済で一体的に取り扱っているということで、農業者からすると一方の補償のみを選択することができないという矛盾が生じております。

そこで、農業者のニーズに応えられるようにということで、今回死廃共済と傷病共済については分離をし、一方のみの補償、あるいは別々の補償割合を選択できるように今回改正をさせてもらっております。

続いて、21ページ目をお願いします。

死廃事故における資産価値というところになります。家畜には、そこにもちょっと書かせてもらっているんですが、2種類に分類されております。棚卸資産的家畜と固定資産的家畜という二つに分けられているんですが、そのわけ方については、右側の表の中に書かさせてもらっております。例えば棚卸資産的家畜というのは、肥育牛のようなものを言います。搾乳牛のようなものについては固定資産的家畜と呼んでいるようでございます。

家畜共済の補償金額につきましては、右の表の下側、ちょっと字が小さくて申しわけないんですが、共済掛金というのは1年間で見るとは、棚卸資産的家畜の補償のイメージというところで、左側のところに現行の補償金額というのは契約する期首の資産価値をもって設定されております。その関係で、棚卸資産的価値については、共済掛金期間の途中で死んだ場合には、期首から死亡までの資産というのが当然増えているというふうに考えられるんですが、現行ではその増えた部分については補償されておりません。このことから、当然価値が上がっているということを見越して農業者へのサービスの向上という観点から、期首ではなくて、事故発生時の資産価値、死亡時の資産価値で補償をしてあげるというふうに変更させてもらうようになっております。

畜産については、この後の待期間の取り扱い、あるいは包括共済の事務の簡素化といういろいろございますが、また読んでいただいてもわからないところがあったら御質問していただいたらありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、園芸施設共済の短期加入の取り扱いということで29ページになります。

共済の園芸施設につきましては、園芸施設本体を設置している期間を通じて加入することが基本であることから、被覆をしている期間だけ加入することもできることとなっております。しかし、近年過去に例のない災害が発生する中で被覆をしていない期間においても水害、雪害等により園芸施設が損害を受けるケースもございます。現在、オプションと形で被覆をしている期間だけの短期加入のオプションについて農業者が将来発生するリスクを予見することとは困難であるということから、補償の総合化を図るという意味で廃止をさせてもらっております。

園芸施設についてはその1点のみでございます。

あと最後になるんですが、32ページをちょっとお願いしたいんですが、今回の条例の中で少ししか入ってないんですが、運営の組織のあり方ということで、以前からちょっと説明はさせてもらっておりましたが、兵庫県は一応市15、町2、一部事務組合を含めた26の農業共済組合で運営をさせてもらっております。組織的に右の表を見ていただくと、右の表の左側に組合員、2番目に農業共済組合69、農業共済連合組合会、その上に政府ということになっておりますが、今回1県1組合化ということで、右側の組合員から農業共済組合、そして政府という形に移行しつつあります。平成30年の4月現在なんですが、1県1組合化の状況ということで、表には30組合ということになっておるんですが、今年、岡山県と島根県が1県1組合になりまして、32組織が兵庫県で一つの組合になるという形になっております。残りの47都道府県のうちの15の組合につきましても前向きにほぼ検討するという形で将来に向けて1組合化になる予定になってございます。

一応、運営の組織のあり方についてはそういう状況になっております。

長々と改正の内容について説明して申しわけございませんでした。条例の枝番やあるいは削除すべき条項を整理した結果、全体では18条減った形の152条を構成した形で今回全部改正ということで提案させていただいております。

諸事情等を御理解していただきまして、御賛同のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

飯田委員長 この件につきまして何か御意見、御質問ございますか。

いかがですか。よろしいですか。

田中孝幸委員。

田中孝幸委員 死廃のことなんですけど、21ページなんですけども、ちょっとだけ教えていただきたいんですけども、今までと変わったところは、現状における資産価値で今後補償しますよということですね。固定資産に上がっている繁殖牛に関し

ては、反対に下がっていくわけですかね。それとも普通減価償却は下がっていくんやけども、そこだけちょっと教えてくださいね。

飯田委員長 宮本課長。

宮本農業振興課長 最初のお答えになるんですが、期首の資産から死んだ時点の評価ということは言われるとおりです。現状は下がりません。その部分につきましては期首の資産で一応固定という形をとらせてもらっています。

田中孝幸委員 わかりました。

飯田委員長 ほかに。よろしいですか。

東委員。

東委員 要は制度が補償から保険に変わるという単純なものと捉えたらいいんやね。それで、宍粟市内に例えば農作物共済、それから畑作物共済、また水稲、麦、大豆とか、それから家畜共済で牛や馬や豚やとか園芸といろいろあると思うんやけども、宍粟市内での対象戸数というかな、それは全部担当部で把握しておるの。

飯田委員長 宮本課長。

宮本農業振興課長 その辺については全て確認はとってますので、平成29年度についても牛が何頭とか、そういう形で提供できることはございます。

飯田委員長 よろしいですか。ほかに何か。

東委員。

東委員 次の委員会でいいですから、また一覧表でもつくってもらって配付してもらったらありがたいけど、よろしいか。

飯田委員長 宮本課長。

宮本農業振興課長 はい、次の会議にはちゃんとコピーできます。

飯田委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 続きまして、農林業振興に関する事項について、よろしく願います。

【継続調査及び報告事項を実施】

飯田委員長 特になければ、時間も経過しておりますので、これで産業部の審査を終わりたいと思います。

御苦労さんでした。暫時休憩します。

午後 3時10分休憩

午後 3時51分再開

飯田委員長 再開します。続きまして、第5回の総務経済常任委員会、建設部の調査のほうに入りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

部長、お願いします。

【継続調査及び報告事項を実施】

飯田委員長 ないようでしたら、これで建設部の調査を終わりたいと思います。

御苦労さんでした。暫時休憩します。

午後 4時07分休憩

午後 4時15分再開

飯田委員長 再開します。第80回宍粟市議会定例会付託案件審査、総務経済常任委員会の部分について、採決を行いたいと思います。

まず、第50号議案、宍粟市農業共済条例の全部改正について、これは産業部関係です。

これについて、何かございますか。自由討議。

特にありませんか。

東委員 特にはないですね。

飯田委員長 共済が保険に変わってというやつやね。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、特に討論もございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 なければ、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致で賛成ということをお願いします。

続きまして、第59号議案、兵庫県市町交通災害共済組合理約の変更について、まちづくり推進部関係です。

これについての自由討議がございましたら。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 なしですか。今の事情が事情なだけにね。はい。

それでは、討論は飛ばしまして、採決に移ります。

第59号議案、兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致でお願いします。

続きまして、第60号議案、市有財産の処分について、まちづくり推進部関係です。

これについての自由討議はございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第60号議案、市有財産の処分について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致で報告いたします。ありがとうございました。

これで、第5回総務経済常任委員会の審査を終了いたします。

次にその他で継続調査事項について協議します。

【継続調査及び次回日程等を協議】

飯田委員長 では、これで本日の委員会を閉会します。

田中一郎副委員長 長時間御苦労さんでした。終わります。

(午後 4時36分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、確認しました。

宍粟市議会総務経済常任委員会 委員長 飯 田 吉 則

平成30年度第2回総務経済分科会会議録

日 時 平成30年6月5日(火曜日)

場 所 宍粟市役所503会議室

開 会 6月5日 午前9時00分

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議・審査事項

(企画総務部)

第49号議案 平成29年度宍粟市一般会計補正予算(第8号)の専決処分(専決第13号)の承認についての関係部分

第62号議案 平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)の関係部分

(産業部)

第62号議案 平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)の関係部分

(建設部)

第49号議案 平成29年度宍粟市一般会計補正予算(第8号)の専決処分(専決第13号)の承認についての関係部分

第62号議案 平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)の関係部分

第80回宍粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

4. 閉会

出席委員

委員長	飯田吉則	副委員長	田中一郎
委員	津田晃伸	委員	東豊俊
"	大久保陽一	"	田中孝幸
"	西本諭		
議長	実友勉		

出席説明員

(企画総務部)

企画総務部長	坂根雅彦	企画総務部次長	水口浩也
企画総務部次長	砂町隆之	地域創生課長	西嶋義美
総務課長	安井洋子	財務課長	堀秀亘
秘書広報課副課長	小椋容子	秘書広報課係長	亀井俊宏

(産業部・農業委員会)

産業部長	名畑浩一	農業委員会事務局長	西村吉一
産業部次長	井上憲三	産業部次長兼農地整備課長	祐谷佳孝
産業部次長兼地域産業課長	田路仁	農業振興課長	宮本雅博
林業振興課長	中村仁志	ひと・はたらく課長	西岡公敬
まち・にぎわい課長	西川晋也	農地整備課副課長	川本正史

(建設部)

建設部長	花井一郎	建設部次長	寺田美喜也
建設部次長	太中豊和	建設部次長兼地域建設課長	井口靖規
建設部次長兼土地対策課長	榎木隆	建設課長	谷口宗男
都市整備課長	田中藤夫	水道管理課長	福井功
上下水道課長	坂井高誉	土地対策課副課長	谷口浩二
地域建設課副課長	石原佐市		

事務局

係 長 岸元秀高

(午前 9 時 0 0 分 開会)

飯田委員長 予算決算常任委員会の第 2 回総務経済分科会をまず行わせていただきます。

今回、第 49 号議案の平成 29 年度宍粟市一般会計補正予算と第 62 号議案、平成 30 年度の一般会計の補正予算という部分で審査を行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

まず、第 49 号議案についての説明の追加がありましたら、お願いします。

砂町次長。

砂町企画総務部次長 第 49 号議案、平成 29 年度宍粟市一般会計補正予算 (第 8 号) の企画総務部の関係の説明につきましては、資料の 1 ページ、秘書広報課のサブセンターの UPS の更新事業 285 万 5,000 円の繰越明許費の追加ということで、補正理由については、そこに上げておるとおりでございます。

簡単に説明いたしますと、各市民局に各情報関係のサブセンターを設けておりまして、そこで中継機器であったり、光の増幅装置を配置をして、それを經由して各戸へ情報サービスを流しておるということで、この中継機器や光信号の増幅装置、これが仮に市民局が停電になったときにもバックアップというか、停電になってもサービスが止まらないようにということで、バッテリーを置いております。これを UPS と言いますが、この無停電装置が寿命が来ましたので更新をする予定をしておりました。これを更新する経費で契約をしまして、更新作業を進めたところ、まず一宮におきまして更新作業を始めたところ、中継機器、これに障害が発生しました。このときには予備器を持っておりましたので、その予備器で対応して更新作業は事なきを得たわけですが、今後、波賀・千種をするときには、現在中継機器の予備器が状態になっておりますので、一宮で故障しました中継機器を修繕して、それを予備器として確保した上で交換作業に入るということで、この修繕の期間が相当の期間を要するということで、年度内に完了する見込みがないということで、この事業について全額を繰り越しということにさせていただいております。

これにつきましては 2 月の更新作業のときに発生した事案、また年度内に修繕が対応可能であるかどうか、こういった判断が当然 3 月の議案に間に合いませんでしたので、専決でさせていただいたところでございます。

以上でございます。

飯田委員長 この件につきまして何か御質問ございましたら。

ございませんか。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 現状この更新にかかる前の今現在の千種・波賀については、特に障害的なものは発生はしていないということなんでしょうか。

田中一郎副委員長 砂町次長。

砂町企画総務部次長 障害は現在発生しておりません。バッテリーの寿命が来ておると、交換の時期であるということから計画的に更新をしておるものですので、今は異常等はありません。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、一宮のその機器の修理の終わった時点で次の分にかかっていくということで、その時期ってどれぐらいになっていますか。

田中一郎副委員長 亀井係長。

亀井秘書広報課係長 一宮の機器につきましては、5月末で修繕が完了しておりまして、昨日、6月4日に波賀の機器を更新しております。6月5日から6日にかけての夜間、千種の更新を予定しております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、もうほとんど完了するということで理解してよろしいですか。

田中一郎副委員長 亀井係長。

亀井秘書広報課係長 もう波賀のほうも問題なく完了しておりまして、今晚の千種の更新で完了する予定をしております。

飯田委員長 はい、わかりました。

ほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、第49号議案については、これで審査を終わりたいと思います。

では、続きまして、第62号議案について、堀課長。

堀財政課長 第62号議案、平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第1号)の企画総務部に関連します全般的な概略について御説明させていただきます。

まず、地方創生課に関連します債務負担行為の補正でございます。

補正理由としては、そちらにも示しているとおりでございますが、千種町域の生活圏の拠点づくりについては、現在、検討委員会において拠点づくりの計画の取りまとめがまとまりつつある中で、今後決定した内容を説明するための鳥瞰図の作成、

また拠点施設の平成32年度末の完成に向けた設計監理業務費を債務負担行為により補正するものでございます。

次に、財務課に関連しますけれども、繰越金の補正としまして45万7,000円を追加するものでございます。

補正理由としましては、6月補正において必要となる一般財源所要額を繰越金の見込み額の範囲で追加するものでございます。

簡単ですが、以上となります。

飯田委員長 説明は終わりました。これについて何か御質問ございますか。

大久保委員。

大久保委員 おはようございます。失礼します。

この第62号議案の先ほど説明があった部分なんですけれども、この4,200万円の千種生活圈拠点施設工事設計監理業務委託4,200万円の事業費内訳及び業務内容の詳細説明をお願いしたところは今されたと思うんですが、業務期間に変更が生じた場合、業務委託料に増減はあるのかどうかということをお教えいただきたいと思えます。

飯田委員長 西嶋課長。

西嶋地域創生課長 御質問に対してお答えさせていただきます。

業務期間の変更による影響でございますが、一般的には工期延長に伴う設計業者の人員配置の延長に伴う人件費の増加、また、工程管理でありますとか、管理上の協議回数が増えていくといったことに対するもの、また、延長に伴いまして仮に新たな設計に対する人件費なり費用なり、そういうようなものが発生する場合には、契約額の増額といったものが見込まれる場合もございます。

飯田委員長 よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、この点につきましてもないようですので、審査を終わりたいと思います。

これで一応分科会については審査を終了したいと思います。暫時休憩します。

午前 9時08分休憩

午後 1時10分再開

飯田委員長 再開します。産業部の審査に入りたいと思います。

まず、今日もこんな暑くなりまして、先ほどのところでも言ったんですけども、またこれから出水期に入って、またいろんな災害等も警戒しながらいかなあかんとするんですけども、産業部のほうも農地、山林ということで、またいろいろと御苦労はあろうかと思うんですけども、よろしく申し上げます。

それでは、まず、第2回の予算決算常任委員会の総務経済分科会のほうから入りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、産業部のほうにつきましては、第62号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についての審査を行いたいと思います。

この部分について、説明がありましたらお願いしたいと思うんですけども。

西川課長。

西川まち・にぎわい課長 平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）の商工振興費の補正額200万円の補正理由を御説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、1ページのほうに主な補正理由の簡単に概略を書かせていただいております。そして、2ページにその200万円の内訳のほうの説明をさせていただきます。

まず、1ページのほうですが、このたび平成30年の4月にせせらぎ公園の全面の完了を受けて、この納涼夏祭りの観覧場所が拡大されました。そのことを受けまして警備の補強が一定必要だということで、納涼夏祭りの実行委員会のほうから4月の中旬に要望がありまして、その要望を吟味しまして市としてこの観覧場所の警備体制を充実させることがより観覧の皆さんの安全で安心して楽しんでいただける環境を創出するというので、200万円の補正をさせていただいたところでございます。

2ページのほうを御覧いただきまして、その詳細のほうを説明させていただきます。

5点でございます。まず警備のほうでございます。宍粟橋南側職員駐車場の増員ということで、こちらのほうはガードマンのほうを増員をさせていただいております。これは国道29号沿いと、そして県道田井中広瀬線の職員駐車場に向かって、非常に通りが多いのと、警備がなかなか充足しづらくて、横断をされる方が非常に多くございます。そのところを納涼夏祭り実行委員会からも何とか警備を充実させたいということでの約30名相当のガードマンの費用を計上させていただいております。64万8,000円でございます。

そして、2番の夜間照明器具のバルーン型の投光器のレンタル費用でございます。こちらにつきましては、昨年も職員南側の駐車場であったり、観覧場所が拡大にな

ったことで、なかなか夜暗い中での光がなく、事故等がございました。そちらにつきまして、工事現場でよく御覧になられますバルーン型で360度光を灯せるものが必要だと。従前のものは市の防災の備品で一方向だけに光を当てるものでございました。そしてまた、昨年のところでも燃料が切れて、燃料を充足してからもなかなか灯りがつかなかったということもございまして、その点を解消していくということで40万7,000円相当の経費でございます。

3番目につきましては、コンテナの部分でございます。こちらにつきましても、納涼夏祭りの警備の備品関係をこのコンテナに今納涼夏祭り実行委員会のほうで保管していただいております。よりスムーズに毎年の警備の体制をしていくということで、職員の南側の駐車場に高圧の鉄塔があるんですが、そちらの南側のほうにコンテナ2基分を移設していくということの所要経費が61万円でございます。

そして、4番の仮設トイレでございます。せせらぎ公園内の仮設トイレということで、昨年はせせらぎ公園で公園内のところで8基のトイレの仮設を設置をさせていただいております。今回、全面的に開放されるということで、さらにそのプラス8台をして16台のトイレを設置をさせていただくと。今年状況を見させていただいて、さらにトイレが必要なのか、また16台が減になるのかというところを今年のところでもまた確認をしていただこうと、そのように思っております。

備品でございます。今現在、納涼夏祭りのほうで備品を整理をしていただいております。今回の市が一定支援をする備品の中で、また市がいろんな事業を今後展開する中で警備に当たる備品も納涼夏祭りのこの支援の中で、一定市が使う場合も使わせていただきたいということも申し上げております。そういった関係の備品が一式7万円でございます。総額199万4,576円で予算要求200万円という詳細でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

飯田委員長 それでは、説明が終わりましたので、御意見、御質問ございましたらお願いします。

津田委員。

津田委員 今回せせらぎ公園が整備されたということで、警備の範囲が広がるということは十分理解できるんですけども、実際、せっかくあそこまで整備されたんでね、例えば有料の観覧席とかをつくって、逆に回収することとかというのは考えられたりは。もう全て無料でやられているじゃないですか。今後、これがまた広がっていったりとかということで、少しでも回収するというか、そういうことも考えるべ

きじゃないのかと思ったりもするんですけども、そういう考えは今のところはないですか。

飯田委員長 西川課長。

西川まち・にぎわい課長 この運営が実行委員会形式で商工会の青年部の皆さんが実質担っていただいているというところで、市のこんなことはどうでしょうか、実行委員会からもこんな計画どうでしょうか、今後そんな話の中で、今、津田委員がおっしゃったことが有効かどうかということが議論がなされるかもわかりませんが、今現在そういったところは御提案もいただいてないということで、まだそこまで考えの方向は至ってないということが現状でございます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 今おっしゃったように、実行委員会、要するにそのものは商工会青年部とか、そちら側にあって、要は当局としてはそれに補助をするという立場であるということなんですよね。ということは、余計に今、津田委員が言われたように、要は税金をそこに投入していくわけですから、できればそういうものはもっと適正に皆さんに理解していただけるようにしていかなあかん部分もあったりすると思うんですよ。やっぱりその辺のところもいろんな各地のそういう花火大会であるとか、そういうものを見ますと、いろんなそういう意味で一定の収益を上げなければいけないという部分も含んだ事業になっておると思うんで、そういうところはやはり考えるべきところじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

田中一郎副委員長 名畑部長。

名畑産業部長 この花火大会につきましては、有名なのが山崎と波賀なんですけど、もともとの経緯は商工会の方、特に青年部の方が中心になって今までの商売のできることへの感謝の意味とか、そういった意味も含めて何かできることがないかというようなことでやられておりました。特に商工会員さんからの寄附を集めて運営されているといった状況もございます。

そういった中で運営されているものでありますし、商工会が主体となってやっていくものですので、そういった形で市からの資金といいますか、棧敷席をとって有料で見ていただくというのは、まだその段階ではないんではないかなと考えております。

ただ、今から先、そういった寄附金も集まらないとか、いろんな状況も想定されますので、そういったときにはそういうことも考えていかないといけない。ただ、場所的にはあそこは360度オープンなスペースですので、対岸からも同じように見

れるわけですので、そういったところも、もしもそういう席を設けるのであれば、そういうことも十分考えていかないといけないような課題になると思いますけれど、そういったことも今後は可能性としてはあるのではないかなと考えております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 この論点整理の中でちょっと挙げてますが、当初予算に計上してなかったというのは、結局、4月以降にいろいろと計画していく中でというお話があったと思うんですけども、その辺、4月以降というよりも、はっきり言ってここができるのはわかったんやから、もっと最初からそういうところはやっておくべきやなかったのかなあと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

田中一郎副委員長 西川課長。

西川まち・にぎわい課長 どうお声をかけるとかというのは今後の課題になるうとうか、今後また実行委員会の皆さんと話をしていく必要があるのかと思うんですけど、組織のほうは毎年8月13日に実施されて、9月に反省会して解散されて、そして新たなまた組織が年明けに設置されるんですが、いよいよ稼働していくというのが恐らく4月とか、5月になってこようかと思うんです。

ただ、今回も昨年の反省、警察の皆さん、関係者の皆さんの反省会では、たくさんの方の来年に向けて警備の補強が必要だというお声もいただいております。その中でこちらの実行委員会から提案いただいたのがその時期だったということなんで、今後当初予算にどのように9月の反省会でなされた意見が次の当初予算に反映するかというのは、今後また実行委員会と協議をしながら進めたいと思っておりますが、今回につきましてはそういった中で、なかなか新たな組織の実行委員会のほうに引き継ぎがどうされたのかはわかりませんが、4月の段階でお声があったということでこのような手続をさせていただいている現状でございます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 一応イベントなんかの補助要綱の中に、山崎の納涼夏祭りに関しては花火の購入及び打ち上げに関する経費で市長が必要と認めた事業の実施に要する経費ということで挙がっているんですけど、要は、もうこの納涼夏祭り全般にわたって全てのことにわたる経費をその中で見れるという解釈になっているんですか。要は、警備費とかということに関しても全て含まれておるという感覚でこの補助金は使えるという状況で最初の要綱はできとるんですか。

田中一郎副委員長 西川課長。

西川まち・にぎわい課長 山崎の納涼夏祭りの件に関しては、極端に言うたら花火

代だけが補助対象になってまして610万円の補助金を出しています。決算もいただいて、今協賛金が少なくなっているということもお聞きしているんですが、1,400万円か1,500万円ぐらいの事業で、その花火代以外は全て協賛金で賄われているというのが現状でございます。

今回、補正をさせていただいたというのは、観覧場所が拡大されて、その拡大された部分で市としては大会会長が市長でももちろんありますし、やはり来場者が安全で安心してよかったなあと帰っていただくことがやっぱり祭りですので、その拡大された分の警備に伴う部分を今回市として見る必要があるという整理をさせていただいておりますので、今回は花火代プラス拡大された部分の費用を今後市として支援させていただくという整理をしております。

以上です。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、この経費については当該年度のみならず、これからもずっと続いていくという意味合いのものになってくるという理解をするんですか。

田中一郎副委員長 西川課長。

西川まち・にぎわい課長 200万円の内訳で資料の2ページを御覧いただきますと、このたび1番と2番と4番の経費につきましては、来年度以降も同じ形態で花火大会が実施されるなら、市として支援する必要があると。3番と5番につきましては特別な単年度限りの整理ということにさせていただいております。ですので、通常、平成29年度でいいますと、協賛金で賄っていただく経費はそのまま協賛金で賄っていただいて、今回増える相当の経費につきましては、来年度以降、1番、2番、4番は来年度以降もこのような形態でなるなら、市として支援していくという考えで補助の要綱も改正の進めている状況でございます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、このコンテナの移設設置と備品についてはそのまま残っていくもんやから、それは外して残りを来年度の当初予算からそこに加えていくという形で、もともと700万円上限というものに、その部分をプラスしていくと、800幾らかになるんでしょうけども、それで来年度からは当初予算の提案があるという形になるということなんですね。

もう1点、山崎以外のこういうイベントがありますよね。波賀にしてもですけども、こういうところについても警備について不安があると、現状よりもね。という場合に同じような申請が来た場合、それを認めるか認めないかという部分について

は、結局これがある一定前例になってくると思うんですけれども、これからいろいろと警備に関してのそういうことに関しては世間もいろいろとあると思うんで、波賀とかほかの地域でも今現状警備を何とかやっとなやけども、なかなか経費が足らんと、例え30万円、50万円、もうちょっとしてくれへんかという場合に考慮の範囲に入るんでしょうか。

田中一郎副委員長 西川課長。

西川まち・にぎわい課長 内容をどのようなことで支援をいただきたいというのは、その都度また判断をさせていただくことになるかと思いますが、山崎と同じように観覧場所がとか、拡大するとか、今現状からさらに市民に皆さんに喜んでいただくためにこんな拡大をする、そしてこんな拡大をするからこんな安全的な警備が必要だとか、そういうことであるなら、市としてもまた同じこの山崎との整合性もあるんで、補助対象の支援になるという考えは持っております。ただ、今現在、なかなか難しいと、協賛金が集まらないということで何とか市が支援をいただきたいというところは、その中身をよく見させていただく必要があるんですが、今のところでそういったことで増額というのはちょっと難しいのかなと、そのように思っております。

飯田委員長 ほかに何かありませんか、この件に関して。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 実際、今課長が言われたように、事業費を協賛金で賄うという部分については恐らく苦しくなってきたと思うんですよね。そんな中で、恐らくそういう要望は出てくる可能性は大いにあるかなと思うんで、これも要綱なんでどういうふうにその辺のところを変えていくかという部分はあろうかと思うんですけれども、やはり際限もなく補助金が増えていくということも考えものなんで、やっぱりその辺はもうちょっと熟慮してもらって、したらあかんと言うんじゃないけども、やっぱり本当に必要なものと必要でないものというのはきちっとしていかなきゃあかんと思うんで、それがどこまで必要なかいうところについては、今年その補助を増やすんは初めてなんで、それをやってみて、また本当にこれが適正な補助やったんかどうかという部分についての検証はしてもらって、来年度からの予算要求のときの額というものは検討してきちっとしたものにしてもらいたいと思うんですけれども。

田中一郎副委員長 名畑部長。

名畑産業部長 特に花火大会の警備についてですけれど、明石で花火大会の事故が

数年前にありましたね。あの事故以来、非常に多くの集客がある施設の警備については非常に厳しくなっております。特に、山崎警察署においても明石署におられた方とか、そういった方もいらっしゃるようで、そういった意味で去年もかなりいろんなところで細かく指導も受けましたし、警備についても特に厳しく指摘も受けております。

そんな中で、今回の対応ということにもなっているんですけど、あともう一つ、高額になっている理由につきましては、やっぱり人件費の高騰だと思います。単価2万円の消費税で計算してあるんですけど、今まででしたら大体1万5,000円までぐらいの単価であったんですけど、ここ2、3年で本当に2割、3割がアップしているような状況です。特にお盆時期ですので、なかなかスタッフも集まりにくいということもあって、ちょっと割高な傾向になっていると思います。

それと、あと委員長が御指摘になりました予算のことですので、それもこれもやっぱり大きな公金です。その使い方についてはやはりしっかり検証して、次年度にも生かしていかないといけないと僕も考えております。

その意味でやはり予算折衝のときにも当然財政当局からも一定のルールとか、考え方についても厳しく聞かれると思いますので、そこでやっぱりきっちり応えていく、必要なものは当然措置しないといけないんですけど、やはり無駄なものをつける必要もございませんので、そこはバランスを考えて措置していきたいと考えております。

以上です。

飯田委員長 よろしく申し上げます。

ほかに何か。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、とりあえず委員会付託の件については終わりたいと思います。

これで一応分科会のほうは閉じたいというふうに思います。

午後 1時33分休憩

午後 3時20分再開

飯田委員長 御苦労さんです。それでは、ただいまから建設部の審査に入るわけなんですけども、また先ほどからもよく言っているんですけども、これから出水期に入って、天気図を見ると南のほうに熱帯低気圧が二つも三つも並んでおるとい

うな状況の中で、台風もまた心配される時期が来始めましたんで、また我々自身も気をつけないかんですけれども、建設部にとってもかなり心配な時期になるかと思うんで、これからよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、まず、分科会のほうの審査から入りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

建設部といたしましては、第49号議案の関係、それから第62号議案の関係部分についての審査を行いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

部長、よろしくお願ひします。

花井建設部長 引き続きの審査ということで大変御苦労さまでございます。先ほど委員長のほうからありましたように、確かに南のほう熱低が三つもうろうろしているのを見ると非常に恐ろしい雰囲気があります。梅雨前線を刺激して、また雨がすごく降ることも考えられますので、建設部としても万全の体制で臨みたいと思ひます。

それでは、案件について簡単に説明させていただいたほうがよろしいですか。

飯田委員長 お願ひします。

花井建設部長 それでは、次長のほうから説明させます。

飯田委員長 寺田次長。

寺田建設部次長 失礼します。資料の1ページをお願ひします。

まず最初に、第49号議案、平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第8号)の専決処分(専決第13号)の承認について、建設部関係についてでございます。

繰越明許費の補正ということで変更をお願ひするものでございます。

予算書のほうは2ページになります。

道路新設改良事業につきまして、補正前9,600万円を補正後1億3,314万円で補正が額が3,714万円でございます。

補正理由としましては、山田下広瀬線におきまして地権者との用地交渉が長期化し、また事業用地に物件が存在しておりまして、年度内の移転完了が困難となったためでございます。山田下広瀬線に係る公有財産購入費及び物件移転補償費でございます。

一番最後なんですけれども、4ページの用地買収に係る計画平面図のほうを少し御覽いただきたいと思ひます。

上と下の2段に分かれておりまして、上段が1工区、下段が2工区となっております。

1工区の緑色に着色しているところ、この部分が平成29年度に買収をさせていた

だいたところでございます。用地買収が7筆で7,410万3,543円、物件移転補償が7件で7,818万8,000円でございます。このうち用地費と補償費を合わせまして3,714万円を繰り越しをさせていただきたいということでございます。

1ページのほうに戻っていただきまして、次に、河川維持補修事業でございます。補正前300万円、補正後550万円、補正額250万円でございます。

理由としましては、一宮町杉田地内の赤山川におきまして国土交通省が実施する国道29号歩道設置工事との調整によりまして、資材搬入等の期間が制限され、年度内の完了が困難となったものでございます。赤山川の工事請負費でございます。

なお、道路新設改良事業と河川維持補修事業、どちらも現在のところ支払いも終わりました事業は完了しております。

第49号議案については以上でございます。

飯田委員長 議案の説明は終わりました。

これについて何か御質問ございましたら。ありませんか。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 先ほどもありました、繰越明許費の補正についての説明があったんですけども、地権者の用地交渉が長期化して事業用地の物件が存在しておると。年度内の移転の完了が困難になったと。これはわかりますよね、繰り越されるといふことは。それと同時に、この増額になっとるわけですよ、この費用は。

田中一郎副委員長 寺田次長。

寺田建設部次長 事業費自体は増額になっておりません。年度内の分、繰越明許費の部分が増えたということでございます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 繰越明許費ですけども、その物件補償とか、購入費の増額にはなってないんですか。

田中一郎副委員長 寺田次長。

寺田建設部次長 4ページの計画平面図の中に金額を書かせていただいておりますが、用地買収費7筆で7,400万円ちょっと、それから物件移転補償費、7件の7,800万円はこれ確定しております。このうち年度内に完了しなかったものが3,714万円ということで、この部分を繰り越しさせていただきたいということでございます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 そういう形で適正に物件補償なり、用地買収がされておるといふ状況をわかる資料をお願いしたいと。これから先、今から平成30年度にかけてまだ用地買

収予定が13筆で、物件移転が4件とかってあるわけなんで、その辺きっちり説明ができる資料というものはできたらいただきたいなと思うんですけど、どうでしょうか。

田中一郎副委員長 花井部長。

花井建設部長 例えばどういう、基本的にこの用地買収について単価を決める場合には、不動産鑑定を入れまして、今年から標準地を決めると。その不動産鑑定していただいた価格も訂正かどうか鑑定士協会のほうで再度精査していただいて単価を決めておりますので、それに基づいてやっております。当然、物件補償についてはコンサルタントを入れてその積算でやっておりますので、例えばそれを詳細に全部という意味でしょうかね。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 一定この地域での公正価格というんですか、そういうものを一応割り出した上での計算になってくるんですね。だから、土地がA、B、C、Dとあって、そういうものについて、こういう形での積算をやりましたとかというようなことがわかれば一番ありがたいと。

田中一郎副委員長 榎木次長。

榎木建設部次長 今言われておることなんですけど、基本的にこの土地売買契約というのは、市と個人、私人との契約内容でございまして、当然その交渉をするときに、相手の方にこの金額を公表しますよというようなことは打ち合わせしておりませんので、公表を前提に交渉を行っていないので、例えば実名で誰々さん、何番地、何平米、金額何ぼというようなことはちょっと公表は差し控えさせていただきたいと思うんですけど。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 この用地交渉の長期化ということは、ただ単に時間がかかったというだけで、そこにいろんな問題は生じてなかったですか。

田中一郎副委員長 榎木次長。

榎木建設部次長 今回この繰り越しさせていただいておる分なんですけど、大きく分けて2件あるんですけど、1件は建物の交渉のほうは行っておったんですけど、年度内に建物の移転もできるということで契約させていただいたんですけど、実際に入ってみると、なかなかちょっと年度内に建物が移転できなかったということで繰り越しをさせてもらっておる分と、もう1件は土地なんですけど、移転等につきましては年度内に完了したんですけど、土地の登記のほうはどうしても分筆の関係

とか、そういうことで法務局のほうで登記完了が3月末までにできないということで、仕方なくもう4月になって登記完了にしてしまうということで、その交渉自体は確かに日数はかかりましたけど、そう難航したというわけではないということです。

飯田委員長 わかりました。

ほかに何か。

田中孝幸委員。

田中孝幸委員 事業用資産の解体があったと思うんですけども、事業用資産はなかったんかいね。物件。事務所。ちょっと僕わからないんで聞くんですけども、その場合、営業補償というのは発生しとんかいね。してないんかいね。

飯田委員長 椴木次長。

椴木建設部次長 事務所で持ち物が私人じゃなしに、企業でしたんで、当然営業の補償のほうも中には発生しております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 いわゆる今、田中委員の答えが返ってきた分については、要は物件移転報償費の中にそれが含まれておるといことなんですね。

田中一郎副委員長 椴木次長。

椴木建設部次長 物件移転補償費の中にその建物、工作物、立木、動産の移転の雑費と営業補償も含まれております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 ここの補正の5,200万円の、要はこれは増額が5,200で減額が5,200になっているのは、これ道路改良費5,200万円を逆に今度不動産鑑定委託料とか、そこから辺にこれ置き替えになるんですか。

田中一郎副委員長 寺田次長。

寺田建設部次長 今御審議いただいているのは第49号議案の繰越明許費に係るものだと思っております。その5,200万円の部分につきましては、第62号議案に係るものかと思えます。

飯田委員長 第62号議案、すみません、そういうことやね。

第49号議案については、皆さん、特にもうほかによろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 では、続きまして、第62号議案についてお願いしたいと思います。

寺田次長。

寺田建設部次長 それでは、続きまして第62号議案を説明させていただきます。

平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）の建設部に係るものでございます。

歳入歳出予算の補正についてでございます。6月補正の資料を2ページに、また主要事業の説明書を3ページに添付しております。

2ページを御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、災害復旧事業と都市計画事業に係るものでございます。最初に、災害復旧事業に係るもので、4月24日から25日にかけて集中豪雨がございました。それによりまして市道杉田線と斉木内海線の2路線に災害が発生しております。このことに関しまして歳入について災害復旧費国庫負担金と災害復旧事業債、それぞれ733万7,000円と360万円を増額させていただくものです。

次に、歳出でございます。表の一番下になりますが、公共土木施設災害復旧費としまして、工事費を1,100万円増額させていただくものです。

次に、都市計画道路事業に係るものでございますが、3ページの主要事業説明書のほうで説明をさせていただきます。

3ページを御覧いただきたいと思っております。

補正額がゼロということで、予算額の変更はございません。補正理由としまして、山田下広瀬線につきまして、下広瀬地内においてアパート等の建設が次々と実施・計画されております。道路用地を確保するために用地買収を先行する必要が生じ、予算を組み替えさせていただくものでございます。

補正の内容ですが、中ほどの右側、減額部分です。道路改良及び舗装工事5,000万円、電柱移転補償費200万円、合計5,200万円を減額させていただきまして、増額部分の不動産鑑定委託料を240万円、測量業務等委託料を450万円、登記業務委託料を750万円、道路用地購入費3,710万円、物件移転補償費50万円、合計5,200万円を増額させていただくものでございます。

4ページの計画平面図のほうをもう一度見ていただきたいんですが、まず、1工区の部分で青色に着色しているところ、この部分が平成30年度当初予算で予定していた部分でございます。用地買収が13筆、物件移転補償が4件でございます。

2工区を見ていただきまして、今回、補正により組み替えして追加で買収をさせていただきたいというところが赤色に着色しているところでございます。用地買収が14筆、物件移転補償が2件でございます。

用地買収箇所が飛び地になっておりますが、これは同一所有者等で税控除等の関

係から同年度に買収する必要があるものでございます。

また、平成31年度の予定でございますが、今回の補正と同じ筆数と件数となっております。用地買収が14筆、それから物件移転補償が2件でございます。

いずれにしましても、地権者との交渉によりまして、買収箇所は変更になる場合もありますので、その点御了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

飯田委員長 説明について、何か御質問はございますか。

東委員。

東委員 うっかりしとったんで、ちょっと確認ですけど、これ起債4億9,000万円はなぜこれだけの起債だったんかいな、あんまり見てなかったんで。3ページの上、地方債。なぜこうだったんかいな。うっかりしておったんで、あんまり見てなかったんで教えてください。

飯田委員長 谷口課長。

谷口建設課長 失礼します。先ほどの件なんですけれども、申しわけございません、これはミスでございます。地方債につきましては191,000でございます。大変申しわけございません。

飯田委員長 東委員。

東委員 間違い。

谷口建設課長 はい、そうです。申しわけございません。

東委員 どっかで見逃しておったんかと思って、違うねんね。はい、わかりました。

飯田委員長 ほかに何か。

谷口課長。

谷口建設課長 190,500が正しい数字です。平成30年当初という欄がそのまま上がってくるようになります。申しわけございません。

飯田委員長 東委員。

東委員 せっかくなんで、完成予定年月。

飯田委員長 花井部長。

花井建設部長 平成34年度中ということで、平成35年の3月を目標に頑張りたいと思います。

飯田委員長 早うならんのかいね、これで1年早うなっとんか。

花井建設部長 もともと平成35年だったんやな、違うんかいな。努力したいと思っております。予算的にちょっと割り振ったら結構な金額になりますので、できるだけなる

ように努力いたします。

飯田委員長 今回、先ほどからいろいろと申し上げたんですけども、どうしてもこういう財産を購入したりとか、物件移転の補償をすることに対しては世間の目がかかなり厳しいものがあるんで、簡潔に公正な価格での取り引きであるということがわかるように、きちっとした処理をしていただくように、できれば個人情報というのはあまり大っぴらに出せるもんじゃないと思うんですけども、やはり公正な土地の価格であるとか、交渉のときの土地の価格であるとか、そういうものは明確に提示できるようにしていただきたいなというふうに思うんですけども。

個人的にお金がどれくらい入ったとかということが公になるということについては、そら確かに個人的にはあまり広めてほしくないことやと思うんですけども、逆に言えば公共事業の中でやっぱりその辺の明確性というものは必要やないとあかん部分もあると思うんで、その辺のところの説明だけができる資料だけはきちっとお願いしたいなと。この辺の土地の価格がどれくらいというのはわかる。我々自身はわからないので、もしその辺のところがわかれば教えていただければありがたいかなと思うんです。

飯田委員長 榎木次長。

榎木建設部次長 先ほど部長のほうからも説明しましたけども、土地の代金につきましては、基本的に不動産鑑定にお任せしとんですけど、その不動産鑑定に用いるのも一つは近隣の売買実例を参考にされたりとか、あと公示されておる分でいいますと、国のほうが公示しております公示価格というものがあります。それも今回参考にしたんですけど、あと県のほうの基準地という価格も参考にしております。国のほうの公示価格につきましては、宍粟市内にも何カ所もあるわけではないんで、あれなんですけど、県のほうは結構まばらに基準地が決まっておりますして、今回基本的に、それはここでお伝えしても構わないかと思うんですけど、あそこの今回のところの平成29年度のところの用地につきましては、近くのところの基準地、ホームページなんかで見てもらえればわかると思うんですけど、そこの金額を参考にさせてもらって、それが宍粟の県の5-1という山崎町の山田にあるんですけど、そこが平成29年度の公示価格では6万9,500円、平米当たりというようなことも、そういうものとか、あと実例なんかを参考にしもって、相対的に評価しておるということなんです。

飯田委員長 わかりました。一応今回はその辺のところは目安ということ。はい。あとは、平米数によって計算してみるという話やな。はい、わかりました。

実際、あとこれだけの工区が残っておるんで、大変やと思うんですけども、その辺のところも注意しながら、お願いしたいと思います。

田中一郎副委員長 花井部長。

花井建設部長 おっしゃるとおり、ここ都市計画道路については通常ですと、不動産鑑定を入れないんですけども、そういう十分皆さんの疑問もありますし、そういうこともあって、きっちり説明責任を果たすためにもということで、今年度からこういう不動産鑑定を入れて、かつその不動産鑑定士が正確かどうかを鑑定士協会からも再度これを精査していただくというような順序をやりましてやっておりますので、一応間違いはないというふうに確信しております。

ここにありますように、図面をつけておりますので、早く図面は示してもよかったかなあと思うんですけども、前回言われておりました家なんかは実際かかりませんので、当然対象外ということで、そういうことでございます。

飯田委員長 よろしくをお願いします。

ほかに何かありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、総務経済分科会の付託案件審査につきましては、ここで終了したいと思います。暫時休憩します。

午後 3時51分休憩

午後 4時09分再開

飯田委員長 再開します。それでは、第80回宍粟市議会定例会付託案件審査の賛否を行います。

まず、予算決算常任委員会総務経済分科会についてです。

企画総務部と建設部関係です。

第49号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算(第8号)の専決処分(専決第13号)の承認についての関係部分です。

これについて、まず、企画総務部と建設部の関係での案件について、自由討議を行いたいと思うんですけども、この辺について何か御意見がありましたら、お願いします。

特にございませんか。ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 いろいろとお聞きしたんですけども、先ほどもありましたように、詳

細にという部分については表に出せないという返答が返ってくると、なかなか無理にというところまで行けるか行けないかについて議論になるとこやと思うんですけども、あくまでも当局が言うことを。今回は鑑定士とか鑑定協会とかの審査も受けておるといことなんで、特にこれから山崎の中の道をやる場合については、いろんな意味で土地についてはなかなか難しくなってくると思うんで、その辺のところも建設課のほうとしても用地買収のほうもその辺を勘案してそういう方向で進めているんだと思うんで、理解はできるかなというふうに思うんですけども、もうひとつ。

津田委員 鑑定士はどこの鑑定士になっておるのかな。

飯田委員長 聞かなあかんのや。それはわかるやろ。答えられるやろ、それは。答えられるわな。それについては次回、どこでやっておるんですかって。

これについて、討論ございますか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 よろしいですか。

それでは、第49号議案について、採決をとりたいと思います。

第49号議案の承認についての関係部分に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 6名、全員賛成ということでお願いします。

続きまして、企画総務部、産業部、建設部関係の第62号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)の関係部分について、自由討議があればお願いします。ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 論点の中で出た生活圏の部分については、もう理解できたんやな。拠点づくり。延びたらその分だけはある程度予算を増やさなきゃあないということでしたね。

特にないようでしたら、討論もないと判断していいのか、討論ございましたら。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 よろしいですか。

それでは、第62号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)の関係部分について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

飯田委員長 6人、全員賛成。

これで総務経済分科会を終わりたいと思います。

(午後 4時15分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、確認しました。

宍粟市議会予算決算常任委員会総務経済分科会 委員長 飯 田 吉 則